



十四山中学校

本校では、校訓「自主・自立」のもと、さまざまな教育活動を行っています。地域、家庭、さまざまな団体のご協力のもと、4月～9月までに実施した各学年での活動や全校での活動の一部を紹介します。

各学年の活動

1年生 郡上体験学習



6月に岐阜県郡上市で郡上体験学習を行いました。さまざまな野外活動を通して、集団の一員としての自覚をもち、仲間作りを進めていくことができました。

2年生 消防クラブ



8月に海部南部消防署の隊員の方々の協力のもと、放水体験や高所移動体験などを行いました。活動を通して、隊員の方々の苦労や日頃の努力を知ることができました。

3年生 修学旅行



6月に修学旅行で首都東京の諸施設を実際に見聞してきました。事前に計画したことが実行できるように仲間と協力して巡り、思い出深い研修となりました。

全校での活動

学校保健委員会



5月に学校保健委員会が行われました。保健委員会によるロールプレイを見て、コミュニケーションで気をつけたことや大切なことをみんなで考えました。

避難行動訓練



6月に各種団体および地域の方々の協力のもと、避難行動訓練を行いました。学校が避難所となったことを想定して、生徒・保護者がそれぞれの役割に分かれて避難所運営に必要な活動について学びました。

学校祭



9月の学校祭。文化祭では意見発表や合唱コンクール、文化講座を行いました。体育祭は雨で幾度もの延期を経ての開催となりました。赤と青のブロックに分かれて、競技や演技で熱い対決を繰り広げました。

2018
12
情報
くらしの

「お知らせ」「募集」など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

お知らせします

新春交歓会を開催します

市民の皆さんと、すがすがしい気持ちで新年のあいさつを交わし、新しい年の門出を祝いましょう。

▼とき 平成31年1月4日(金)
○弥生学区、桜・日の出学区、白鳥学区

受 付 午前9時～9時15分
交歓会 午前9時15分～10時
○大藤学区、栄南学区、十四山地区
受 付 午前10時30分～10時45分
交歓会 午前10時45分～11時30分
▼ところ 総合社会教育センター
公民館ホール

※駐車場に限りがあるため、できるだけ、かぎり乗りあわせてお越しください。

問 市役所秘書企画課(内線223)



平成31年成人式

▼とき

平成31年1月13日(日)午後1時
(受付：午後0時30分)

▼ところ 総合社会教育センター

公民館ホール

▼対象者

平成10年4月2日～

平成11年4月1日生まれの方

※現在、就職・大学などで住民票が市外に異動されている方は案内状が届きません。弥富市で成人式を希望される方はお問い合わせください。

問 市役所生涯学習課

(総合社会教育センター)

家屋を取り壊したときの届出

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。本年12月までに取り壊した家屋については、翌年度から課税されませんので、家屋を取り壊したときは、面積の大小にかかわらず「家屋とりこわし届」を提出してください。

「家屋とりこわし届」は市ホームページ掲載の様式または市役所税務課備え付けの届出用紙を使用してください。

なお、登記済の家屋を取り壊した場合は、法務局にて滅失登記の手続きをしてください。

問 市役所税務課(内線355～357)

償却資産の申告について

▼申告が必要な方

市内で事業を営んでいる個人または法人

・市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▼申告基準日

平成31年1月1日現在の所有状況

▼申告期限

平成31年1月31日(木)

▼償却資産申告の対象となる事業および資産(例)

事業例	対象資産例
農業	田植機・耕運機・乾燥機・温室など
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・ポータブル発電機など
製造業	各種製造設備・受変電設備・搬送設備など
電気・ガス・水道業	太陽光発電設備・供給管・冷却塔など
飲食業	厨房設備・冷凍冷蔵庫・レジスターなど
不動産業	アスファルト駐車場・フェンス・外灯など

※廃業・解散をした個人・法人についてもその旨を申告いただくようお願いいたします。

問 市役所税務課(内線355～357)



罹災(被災)証明の申請受付終了について

平成30年台風21号・台風24号による罹災(被災)証明の発行につきまして、12月28日(金)で受付を終了いたします。

証明が必要な方は、市役所危機管理課までご相談ください。

問 市役所危機管理課(内線365)

HP <http://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000511/1000512/1002690/1003036.html>

65歳(第1号被保険者)からの介護保険料の支払方法について

40歳から64歳までの介護保険料は、各医療保険料(国民健康保険、社会保険、共済保険など)に含まれて徴収されますが、65歳になると介護保険料の決め方と納め方が変わります。特別徴収(年金からの天引き)が始まるまでの間は、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めていただくこととなります。4月から8月生まれの方は9月に、9月から3月生まれの方は12月に、9月までに納付書を送らせていただきますので、最寄りの金融機関などでお支払いをお願いします。

問 市役所介護高齢課(内線173)